

<改訂箇所一覧>

1 P14：欠格要件について

○修正

- ・「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」→「破産手続開始の決定を受けて」
- ・「第 208 条の3」→「第 208 条の2」

○新設

- ・「精神の機能の障害により建設業を適正に営むにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」

2 P21：許可申請書類について

- ・注意書きの追加

3 P33：変更事項届出書類について

- ・注意書きの追加

4 P88：経營業務の管理責任者の証明書について

- ・元号の修正